

佐賀県告示第 24 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

令和 6 年 2 月 9 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 保安林予定森林の所在場所

佐賀市富士町大字中原字小川 670 番 2、670 番 6、670 番 14、685 番 1、富士町大字麻那古字小串 2569 番 1、2578 番 1、字山口 1912 番、字一本松 18 番 2、富士町大字下無津呂字一本松 212 番、324 番 1、330 番、字二本松 364 番、371 番、374 番、376 番、422 番 1、429 番 2、430 番 1、446 番、字一本杉 555 番 1、563 番、字三本松 1450 番 2、1464 番、1481 番、1490 番 2、1526 番 1、1530 番、1532 番 1、1532 番 3 から 1532 番 5 まで、1537 番 3、1543 番 1、1568 番 2、1628 番、1671 番 1、1671 番 4、1672 番 1、1693 番、1702 番、1704 番、1706 番、1710 番、1719 番、1720 番、1724 番、1729 番、1732 番 2、1750 番、1763 番、字二本杉 1239 番 3、1424 番 1、字四本松 1810 番、1813 番、1824 番 2、1828 番、1865 番 8、1878 番 1、1903 番 1、1903 番 3、1922 番 1、1925 番 2、1936 番 1、1936 番 2、1949 番 1、1951 番 1、1961 番 1、1961 番 3、1966 番 1、1971 番、1975 番、1978 番、1979 番、1980 番 1、1981 番、1984 番 1、1986 番から 1988 番まで、1994 番、1998 番、1999 番、2001 番、2009 番 1、字水汲 2015 番、2018 番、2024 番、2025 番、2029 番、2030 番、2036 番、2039 番、2041 番、2047 番、2053 番、2056 番 2、2073 番 2、2073 番 5、2075 番、2083 番、2088 番から 2090 番まで、2099 番、2104 番から 2106 番まで、2109 番 5 から 2109 番 7 まで、2109 番 10、2109 番 11、2109 番 16、2140 番 1、2155 番 1、2188 番 1、2191 番 1、2206 番 4 から 2206 番 6 まで、2206 番 16、2206 番 18、2212 番、2242 番 6、2242 番 7、2279 番、

2285 番 5、2386 番 4、2386 番 9、2389 番 1、富士町大字上無津呂字堅田 3356 番、3513 番、3538 番 1、3538 番 2、字宇渡 3319 番 2、字大東 3109 番、3110 番、字若松 6 番、8 番、10 番 2、11 番 1、13 番 2、20 番 1、22 番 1、30 番 1、96 番、154 番、155 番、159 番 1、169 番 1、414 番、字笹の雄 698 番 30、698 番 34、698 番 42、701 番、741 番、742 番、744 番、745 番、762 番、841 番、富士町大字藤瀬字キワダ 950 番、962 番、976 番 2、983 番、1051 番、富士町大字古場字大前田 574 番、575 番、582 番、583 番、588 番、597 番

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及び佐賀市森林整備課に備え置いて縦覧に供する。)